こんにちは、
日本共産党井上けんじです

日本共産党南地区委員会☎ 371-9164 自宅☎（F 兼）691-3323 （携帯） 090-7880-9442
日本共産党京都市会議員団 ☎２２２－３７２８ FAX ２１１－２１３０
市会議員団ホームページ http://cpgkyoto.jp/ E-mail info@cpgkyoto.jp ２０２１年 10 月 24 日

敬老乗車証改悪案・学童保育利用料値上げ案は撤回を

13日、市議会の教育福祉委員会で、井上議員や同僚議員から、「現在、開会中の議会に市長が提案している『敬老乗車証改悪案』や『学童保育利用料値上げ案』は撤回すべき」と追及しました。

また、これらの議案の撤回を求める議会への請願が、たくさん寄せられています。この日の委員会では、全会派一致で、継続審査となりました。議案の採決は、来月初めの予定です。

条例改悪案を、市長が撤回しない限り、共産党市議団は、勿論、反対を貫き、他の会派にも働きかける予定です。

市長のホテル誘致方針の勇み足を指摘
「上質宿泊施設誘致方針」は法律違反

6日の市議会決算特別委員会で、井上議員は、市の「上質宿泊施設誘致要綱」は法律違反で無効だと、同要綱の廃止を求めました。

市長は、とにかく観光客やホテルを増やそうと、「京都の歴史や文化を生かした宿泊施設」を「上質」と認定し、ハクを付けようとするのが、この要綱の建前です。しかし、同要綱では、施設建築予定地は、原則、宿泊施設を建ててはいけない「制限区域」での計画が前提とされています。

元々、地域の環境を守る為、都市計画法や建築基準法で、各地域を区分し、その区域毎に、建物の種類により、建築の可否が決められています。例外的に、制限区域で宿泊施設が建てられるのは、法律で「建築審査会＝市長が委員を指名して設置＝が同意した場合等に限り」とされています。

市は、今春、仁和寺門前の「制限区域」でのホテル計画を「上質」と認定。「上質可否の認定手続きの後、建築審査会の審査に移行するから問題ない」との答弁ですが、そもそも「要綱」が審査するのは、「制限区域」での計画についてですから、この手続き自身、計画を受理した時点、更に言えばこの要綱の存在自体が、既に、例外を前提として認めていることになっています。法律による審査会の手続きを無視し、制限区域での建築を予め認めていることになります。

法律が優先するのに、市長が独断で制定した要綱が、逆に、優先的に独り歩きしています。法律違反の要綱は無効です。市は「上質宿泊施設を誘致したい」等と全く噛み合わない答弁に終始しています。

■ 市長が独断で定める「上質宿泊施設誘致要綱」＝
「原則、宿泊施設を建てられない『制限区域』なのに、その区域での施設建設計画を事業者が提案。市がその上質の可否を判断」。
今春、業者の仁和寺前ホテル計画を市が上質と認定。
■ 建築基準法＝
「『制限区域』では建てられない。例外的に建てるには、建築審査会の同意が必要」（審査会は未開催）

地方財政危機打開の為にも政権交代を

１３日朝、市役所前で、市民運動団体の皆さんと一緒に街頭宣伝。井上議員も参加し、訴えさせて頂きました。要旨を紹介します。

「市の『財政危機』は、市長の責任とともに、国の『財政的自治体イジメ』も大きな要因。国から各地方自治体へ来る地方交付税交付金が大幅に減らされたり、国の大企業大幅減税が各自治体の法人市民税の減収に連動しているなどの影響が大きい。そういう国の政治に言いなりになっているという意味でも市長の責任は大きい。そこで、かくなる上は、国、即ち自民公明両党の政府に替わり、野党共闘で政権交代を実現し、自治体の財政をもっと応援する、新しい政府、日本共産党も参加する、そんな新しい政府を、皆の力で、創りましょう。」

生活と健康を守る会の皆さんと暮らしや政治について懇談（10/16）